

## 04 総務省 特区第16次 再々検討要請

管理コード	040010	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	防災のためのアマチュア局ゲストオペレーター制度 運用方法の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1001010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	電波法(昭和25年法律第131号)第70条の7第1項、第110条第1号・第2号 無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第12号)第6条の2第3号 無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17号)第260条 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第5条の2 電波法施行規則第五条の二の規定に基づく免許人以外の者が行う無線局の運用を、当該免許人がする無線局の運用とする場合(平成7年郵政省告示第183号)
制度の現状	無線局の免許人の事業又は業務の遂行上必要な事項について免許人等以外の者が行う無線局の運用であって、電波法及びこれに基づく命令の定めるところによる無線局の適正な運用の確保について適切な監督が行われるもので一定の条件を満たす場合は、免許人以外の運用を行うことができる。

求める措置の具体的内容	<p>現行措置にある、いわゆるアマチュア局ゲストオペレーター制度について、防災及びその訓練のための特例として、区市町村の管理に属する公共・公用の施設を設置(常置)場所としている社団が開設するアマチュア局をあらかじめ免許人の承諾を受けた運用者が運用する場合は、当該免許人の立ち会いがなくても、電波法令上の当該免許人がする無線局の運用とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>必要な資格を有する住民ボランティアの協力を得て、区市町村の管理に属する公の施設又は区市町村事務所等を設置(常置)場所としている社団のアマチュア局(以下「公共・公用施設内社団アマチュア局」という。)を活用した、地域防災情報連絡体制の構築を目指す。</p> <p>具体的には、公共・公用施設内社団アマチュア局の防災及びその訓練の運用に限り、あらかじめ免許人の承諾を受けた必要な資格を有する住民ボランティアは、免許人の立ち会い条件を不要とします。</p> <p>それにより、災害時における公共・公用施設内社団アマチュア局の運用可能性の向上につながります。</p> <p>提案理由:</p> <p>防災のため、各地の区市町村防災計画においてアマチュア無線の活用が計画されています。こうした計画では、学校や児童館などの公共施設利用者を主たる構成員とする社団や区市町村職員を主たる構成員とする社団が開設する公共・公用施設内社団アマチュア局の活用が考えられるところです。</p> <p>ところで、いわゆるアマチュア局ゲストオペレーター制度では、ゲストである運用者は、アマチュア局の免許人の立ち会いの下で運用しなければなりません。</p> <p>しかし、災害時にまで免許人の立ち会いを条件とすると、公共・公用施設内社団アマチュア局の運用可能性が限定されてしまいます。</p> <p>そこで、あらかじめ免許人の承諾を受けた必要な資格を有する住民ボランティアは、免許人の立ち会い無く公共・公用施設内社団アマチュア局の運用できることとすることで、災害時における公共・公用施設内社団アマチュア局の運用可能性の向上を</p>

図ります。

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>あらかじめ免許人の承諾を受けた必要な資格を有する住民の氏名等を当該社団アマチュア局（以下「当該局」とします。）の構成員として届け出ておくことにより、免許人の立ち会いを必要とすることなく、災害訓練時を含めて常に当該局の運用が可能です。また、非常の事態が発生又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援等のために必要な通信を行うときは、電波法第70条の7（非常時運用人による無線局の運用）により、免許人の立ち会いを必要とせずに、当該局を構成員以外の者に運用させることができます。公的施設に開設された社団アマチュア局のうち、地方公共団体が主催する防災訓練に参加するものの中には、地方公共団体の職員に加え、住民を構成員としているものが既にあります。</p>			

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの意見	<p>・非常時運用人制度について</p> <p>本提案の趣旨を実現するものとして有効であるのか、また、結果として、無線従事者以外の一般人にまで非常時運用人としてアマチュア局の運用を許容することになりますが、これで差し支えないのか、併せてご教示をお願いいたします。</p> <p>・運用人を届出構成員とすることについて</p> <p>当該局を開設する社団の社員にすることなく届出構成員とすることを許容する意図で差し支えないのか、ご教示をお願いいたします。</p> <p>本提案は、社団の自主自立を尊重しつつ、地域防災情報連絡体制の構築を目指すものであることをご理解いただきたいと思っております。</p> <p>（なお、意見詳細は、補足資料で申し述べます。）</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	B-2 D	「措置の内容」の見直し Ⅲ
<p>・非常時運用人制度について</p> <p>非常事態が発生又は発生するおそれがある場合、アマチュア局の無線設備の操作 ができる資格を有する者については、補足いただいた提案の趣旨を踏まえた運用が可能となるよう、検討いたします。</p> <p>・運用人を届出構成員とすることについて</p> <p>社団のアマチュア局の定款の内容は、無線局の開設の根本基準第6条の2の条件を満たしていれば問題ありません。社団局の「社員」はその社団局が認める有資格者であれば誰でも良く、提案にあります住民ボランティアの方を例えば準社員として、社団局の構成員としても問題ありません。</p> <p>社団局の定款はその社団局が自ら定めるものです。よって、その社団局が定款において、アマチュア局の無線設備の操作ができる資格を有する他の住民ボランティアを構成員とすることについて認めていけば、構成員になることによって提案の運用が可能となります。</p> <p>なお、詳細な内容につきましては、直接当課へお問い合わせください。</p>			

## ○再々検討要請

再々検討要請
右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。
併せて、非常時運用人制度について、貴省回答の「補足いただいた提案の趣旨を踏まえた運用」とは、

「無線設備の通信操作」に加えて「技術操作」も可能とする方向で検討するものであり、さらに平成22年度中に具体的措置を講じるという理解で良いか回答されたい。

#### 提案主体からの再意見

再検討要請に対する総務省からの回答が実施されることで、提案の趣旨が、より良い形で実現されるものと考えております。

##### ・非常時運用人制度について

検討にあたっては、住民ボランティア等の非常時運用人予定者が行う通信の訓練についても、回答「運用人を届出構成員とする」の取り扱いではなく、別途、簡便な手続きで行えるようお願いいたします。

##### ・運用人を届出構成員とすることについて

機会を捉えまして、現行規定による対応を、住民ボランティアを構成員とすることを例として、関係団体等を通じて周知いただきますようお願いいたします。

## 04 総務省 特区第16次 再々検討要請

管理コード	040020	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	火災時等に中低層ビルから避難する際に使用する 「緩降機」についての規制緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1005010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	消防法 消防法施行令 消防法施行規則 緩降機の技術上の規格を定める省令
制度の現状	緩降機の技術上の規格を定める省令に適合するものを一定数設置する必要がある。

求める措置の具体的内容	消防法の緩降機について、避難者が操作するものであっても一定の条件を満たしていれば、簡易的な器具でも避難器具として認め、一人でも助かる方法を検討していただければと思います。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>小規模の土地に建つ中低層のビルにおいては内階段しか避難通路が無く、緩降機が高額で一定の設置面積を必要とすることから、設置されないビルが多く、3階以上の建物においては下階で火災が発生した場合に避難が出来ない建物が多い。そこで、今回提案の降下器が緩降機として認められるよう、緩降機の技術上の規格を定める省令第3条に定める「一般構造」等の要件を緩和し、降下器のような簡易的な器具でも避難器具として認めていただきたい。</p> <p>避難器具を使用するためのアームを外壁に取り付け、ロープを下げられるようにし、避難器具やアームを作ることと取り付けることで新たな雇用が生まれ、火災にあっては住民の命を守ることを目的にする。緩降機を取り付けるには平均で30万円程度の負担を強いること、降下器ならロープを取り付けるアームやロープをセットにしても緩降機に比べれば1/3程度で設置できることから建物ユーザーも設置しやすい。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
緩降機などの避難器具は、火災発生から消防隊が現地に到着するまでの間、要救助者自らが安全に避難するために利用されるものであり、避難時の不具合が直接人命にかかわることから、一定の性能を確保する必要があり、「一般構造」等の要件を満たしていないものを避難器具として認めることはできない。				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。
提案主体からの意見	「緩降機などの避難器具は、火災発生から消防隊が現地に到着するまでの間、要救助者自らが安全に避難するために利用されるものであり」とありますが、建設業をやってきたものとして、数十坪で5階建てなどと言う建物で緩降機を見たことがありません。特に商用地では、緩降機が設置されていない建物があるということは行政の怠慢ではないでしょうか、むしろ避難機

が設置されていない建物をなくすことが使命ではないでしょうか、住民が緩降機が設置できないのであれば、緩降機に変わる器具を紹介するべきではないでしょうか、規格がなければ作り住民サービスをすることも行政の役割だろうと思いますが、いかがでしょうか。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

—

防火対象物に設置すべき避難器具の種類(緩降機、救助袋、避難はしご、避難ロープ等)及び数は、消防法施行令において、その用途、収容人員、建物構造、(耐火性、階段の数等)に応じて定められている。緩降機(降下速度を一定の範囲に調整されたもので、使用者が他人の力を借りずに自重により連続交互に降下する機器)は防火対象物の2階以上10階以下に設置可能であるが、各防火対象物においては、これらの種類の避難器具の中から適切な器具を選択して設置することとなっている(このため、必ずしも緩降機が設置されているわけではない。)

また、避難者を緩降させる機能を有する避難器具として製造販売されるものは、落下防止措置や降下速度基準への適合など、一定の形状や性能を有していなければ、火災時の安全性、確実な作動等が確保できず、使用者に重大な危険を及ぼすおそれがあることから、これらの要件を充足する必要があると考える。

### ○再々検討要請

再々検討要請

右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

規格の避難機が高価だから設置していないビルがあるのではないのでしょうか、安価になれば機能は落ちます。機能が落ちても助かりたいと思うのは住民感情ではないのでしょうか、避難機が設置されていないビルの住民は焼け死になさいというような行政サービスを住民は決して望まないだろうと思います。

## 04 総務省 特区第16次 再々検討要請

管理コード	040030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	任期付短時間勤務職員の任期の撤廃	都道府県	神奈川県
		提案事項管理番号	1010010
提案主体名	三浦市		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律
制度の現状	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく短時間勤務職員の任期は原則3年(例外5年)を超えない範囲で任命権者が定める

求める措置の具体的内容	<p>平成20年度に公立病院特例債を借り入れ、極めて厳しい状況にある三浦市立病院の経営改善を進めるために、最も重要なことは医師の増員である。そこで、医師増員の障害となっている「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付採用職員の採用に関する法律」第6条に定める任期の制限について、医師が望む形態での安定した就業条件とするために医師に限り撤廃し、併せて地方公務員等共済組合に当該医師が加入できるものとし、少しでも多くの医師を確保する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>三浦市民にとってなくてはならない病院を持続する責務をもつ三浦市立病院は、現在、改革プランに基づき、全部適用への移行をはじめとする経営健全化への取り組みを行っている。平成23年度経常黒字とする収支計画に基づき経営改革は「まったなし」との認識のもと、現給保障のない給与削減などの経営改革に取り組んでいるが、歳出削減は今後、大きな効果の見込めるものがなく、診療報酬増額のために医師確保に全力で取り組む。</p> <p>提案理由</p> <p>現在三浦市立病院は、医局の引き上げに加え半島の先端などの地理的不利条件もあいまって、プラン上の医師よりも5人少ない状況で経営を続けている。医師確保は公募採用の事務長が席を暖める暇もなく東奔西走しているが、その面談事例に次のような事例があった。ある女医から「子育ての関係があり短時間の勤務となってしまうが、安定した状況であればぜひ働きたい。」との意向が示され、短時間勤務職員としての採用を打診したが採用に至らなかった。このことは医師にとってだけでなく、一刻も早い経営健全化を目指す三浦市立病院にとっても大きな障害となっている。また、本事例の女医は夫婦共に医師であり、更に女医は、三浦市立病院が再開を渴望している産科の医師でもあり、その意味でも、極めて大きな障害であったといえる。もちろん当該事例に拘泥するものではないが、今後も医師確保にはできる限りあらゆる条件設定を可能とする必要があるとの認識に基づき、医師に限り、条例で規定する範囲内で任期を定めずに任用できるものとし、併せて、地方公務員等共済組合にも加入できるものとする。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>公務の運営については、公務の中立性の確保、職員の長期育成を基礎とする公務の能率性の追求等の観点から、任期の定めのない常勤職員を中心として行われている。</p> <p>その上で、職員の職業生活と家庭生活の両立を支援する観点から、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児短時間勤務制度や部分休業制度が、国や民間との均衡を踏まえ整備されているところであり、ご指摘の事例については、任期の定めのない常勤職員として当該医師を任用した上で、こうした制度の活用を検討することが適当と考える。</p> <p>また、これらの制度を活用する職員は、地方公務員等共済組合法第2条第1項第1号に規定する職員として、地方公務員共</p>				

済組合の組合員となるものである。

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案者意見を踏まえ、公立病院の医師不足の現状を鑑み、医師の任用形態の多様化について、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
確かに、常勤職員には育児短時間勤務や部分休業という選択肢がある。しかし、この制度は小学校就学前という制限があることから、医師の求める様々なニーズを的確に満たすという意味において、一時的に有効な手段に過ぎないと思われる。このような制限のない制度の一形式として、任期付短時間勤務職員の任期の撤廃を提案させていただいたものである。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
任期付短時間勤務制度は、一定期間に限定された特定の本格的業務に一時的に職員を採用することを本旨として制度化されたものであり、定年まで常時継続的に短時間勤務を行うことは、本制度の想定する業務の在り方及びこれに見合った処遇制度の枠組みを超えるものとなる。				
貴団体が想定するような、柔軟な勤務形態を可能にする採用類型としては、現行制度においても地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職の非常勤職員がある。(原則一年以内の任期との想定、再度の任用は否定されず、また兼職も自由に行うことができることとなる)。				

## ○再々検討要請

再々検討要請			
右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの再意見			
そもそも制度の想定する業務のあり方や処遇の枠組みとは違うものであるのだから、任期を撤廃すべきでないとのご回答は一定程度理解できる。しかし、非常勤特別職制度の活用は再度の任用は否定されないが、原則一年以内の任期であるため、安定した任用形態という点から疑問が残る。			
医師不足の問題は切迫しており、医師確保の選択肢をより多くするため、医師に限り、既存の育児短時間勤務制度や部分休業制度等の利用期間の拡充(例えば小学校就学前までという条件の延長)や、介護等に対応できる新しい短時間制度の創設についてご検討いただきたい。なお、当市における具体的なニーズは補足資料に記載。			

## 04 総務省 特区第16次 再々検討要請

管理コード	040040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	ふるさと納税に係る私人への公金取扱いの緩和	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	1011020
提案主体名	箕面市		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第 243 条 地方自治法施行令第 158 条第 1 項
制度の現状	<p>◇地方自治法(昭和22年法律第67号)</p> <p>(私人の公金取扱いの制限)</p> <p>第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。</p> <p>◇地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)</p> <p>(歳入の徴収又は収納の委託)</p> <p>第一百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。</p> <p>一 使用料</p> <p>二 手数料</p> <p>三 賃貸料</p> <p>四 物品売払代金</p> <p>五 貸付金の元利償還金</p> <p>2～4 (略)</p>

求める措置の具体的内容	<p>現在ふるさと納税の収納事務については、地方自治法及び地方自治法施行令により私人に委託できないことになっている。</p> <p>ふるさと納税利用者の利便向上及びふるさと納税の促進のために、収納事務を私人に委託できるよう緩和措置を求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、私人に委託できる歳入の収納事務は、地方自治法施行令第 158 条第 1 項により限定列挙されており、現状のままではふるさと納税の徴収事務を私人に委託することができない。</p> <p>本地域の課題として、かねてから生活の身近にある「コンビニ」を利用してふるさと納税したいと希望する意見があり、また、市としてもコンビニ収納を実施することにより歳入増が見込まれることから、特区を活用することにより、ふるさと納税の収入事務を私人に委託することを可能とし、コンビニからふるさと納税の手続きを行うことができる環境を整え、ふるさと納税利用者の利便性の向上及び本市の収入の確保並びにまちづくりの推進に取り組む。(※コンビニを活用した具体的な事業スキームは、別添資料『ふるさと納税インターネットCVS収納システム F-REGI公金支払いご提案書』を参照)</p> <p>なお、クレジットカードは、地方自治法第 231 条の 2 第 6 項により私人への委託が認められており、本市のふるさと納税においても既に対応している。</p>



## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>私人の公金取扱いについては、公金の性格からその取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが求められるところであり、現行法上、私人に公金を取り扱わせることを禁止し、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか認められないこととされている。</p> <p>一方、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合においては、地方公共団体が公金を取り扱うよりも私人に取り扱わせの方が適当な場合もあることから、一定限度で私人による公金の取扱いを認めているものである。</p> <p>ご提案の寄附金については、相手方が特定される歳入であり、常時徴収するものでもないことから委託することが経済性の確保の要件に合致しないと考える。</p> <p>また、ご提案のスキームについては、負担付き寄付についての判断をも私人が行うこととなる点について、問題があるものと考ええる。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p><b>再検討要請</b></p> <p>右提案者意見を踏まえ、再度検討し、併せてクレジットカードと同等の取扱いができないかどうか回答されたい。</p>				
<p><b>提案主体からの意見</b></p> <p>コンビニ収納という極めて利便性の高い寄附手段が制限され、その結果、市の歳入の確保に支障が生ずるおそれがあることを考慮すれば、経済性の確保の要件には大いに合致していると考ええる。また、今回提案しているコンビニを活用した私人への収納委託は、現在地方自治法上認められているクレジットカード会社への収納委託と制度上何ら違いはなく、クレジットカードと同様のスキームを構築していることから、回答にあるような負担付き寄附に該当するケースは起こりえない。地方自治法上、クレジットカードが指定代理納付者制度として認められているのであれば、当然ながらコンビニにおいても同等の取扱いとすべきである。</p>				
<p><b>再検討要請に対する回答</b></p> <p>「措置の分類」の見直し</p> <p>C</p> <p>「措置の内容」の見直し</p> <p>I</p>				
<p>私人による公金の取扱いについては、公金の取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期する必要から、原則禁止しており、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合においては、一定限度でその取扱いが認められるところである。</p> <p>ご提案の寄附金については、既に回答したとおり、上記要件に合致しないものであるが、今後、地方財務会計制度を含めた地方自治法の抜本的な見直しを検討することとしていることから、公金収納のあり方の検討の中で、各地方公共団体のご意見も踏まえ検討してまいりたい。</p> <p>なお、貴市の『コンビニを活用した私人への収納委託は、現在地方自治法上認められているクレジットカード会社への収納委託と制度上何ら違いはなく』とのご指摘については、指定代理納付者制度と収納事務の委託制度とは法律の構成が異なること、つまり、指定代理納付者制度は、クレジットカード会社へ収納事務を委託するものではないことにご留意いただきたい。</p>				

## ○再々検討要請

<p><b>再々検討要請</b></p> <p>右提案者意見を踏まえ、再度検討し、併せて公金収納のあり方の検討の時期について具体的に明示し、回答されたい。</p>				
<p><b>提案主体からの再意見</b></p> <p>特区として対応する方法以外に、コンビニを活用したふるさと納税の収納を達成するためには、現在公金の収納を私人に委託することが認められている条文(地方自治法施行令第158条第1項)に「寄附金」という項目を追記する方法しかないことから、貴省の回答にあるように、今後、地方財務会計制度を含めた地方自治法の抜本的な見直しの中で、積極的かつ早急に公金収納のあり方について、積極的かつ早急に「寄附金」の私人への取扱いを認められたい。</p>				

04 総務省 特区第16次 再々検討要請

管理コード	040050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	道路が狭隘な離島における 救急自動車の要件緩和	都道府県 提案事項管理番号	兵庫県 1018010
提案主体名	姫路市		

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	救急業務実施基準第9条
制度の現状	<p>消防法施行令第44条において、「救急隊は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもって編成しなければならない。」とされている。</p> <p>救急自動車の要件については、救急業務実施基準について(自消甲教発第六号)第9条により、「隊員三人以上及び傷病者二人以上を収容し、かつ第11条第1項に定めるものを積載できる構造のものであること」、「長さ一・九メートル、幅〇・五メートル以上のベッド一台及び担架二台以上を収納し、かつ、隊員が業務を行うことができる容積を有するものであること。」とされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>救急業務実施基準(昭和三十九年三月三日 自消甲教発第六号)で定める救急自動車の要件のうち、「隊員三人以上及び傷病者二人以上を収容」、「長さ1.9メートル、幅0.5メートル以上のベッド1台」等の要件を一定の条件の下緩和していただき、軽自動車を活用した救急業務を実施したい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【事業実施の背景】</p> <p>家島町は、姫路市本土の約18kmの播磨灘に位置し、有人無人を含めて40余の島しょからなる、面積20.27k㎡、人口約8千人の群島である。</p> <p>島の95%が丘陵地である地形上の制約から、わずかに普通自動車が行き可能な周回道路が整備されているだけで、住宅地へのアクセス道路は、普通自動車の走行が不可能で、住民の生活交通手段には、主として原動機付自転車が用いられる特殊な地域である。</p> <p>姫路市では、平成18年の編入合併を契機に、これまで常備消防未整備地域であった家島町において、平成23年度から救急救命士を配備した救急サービスを提供することとしている。</p> <p>しかし、上記地域実情により、現行の救急自動車では活動範囲が限定されるため、傷病者の容態を悪化させぬよう、安全かつ速やかに搬送するためには、軽自動車を活用した救急活動が最も有効な手段であると考え、検討を進めている。</p> <p>【提案理由】</p> <p>救急救命士は、医師の指示の下、医療機関に搬送されるまでの間に救急救命処置を行うことが可能であるが、救急救命士法では、この処置ができる場所は、「救急車内」と「救急車に乗せるまでの間」との制限がある。</p> <p>つまり、軽救急車が「救急車」として認められなければ、救急救命処置が行えない。</p> <p>また、消防法施行令における「救急隊の編成基準」の「救急自動車一台」という要件もクリアできず、救急救命士や資器材を配備したところで、消防法でいう「救急業務」が実施できない。</p> <p>現実、軽自動車しか走行できない狭隘な道路の離島においては、公平な行政サービスの提供が不可能となり、住民に対する安全・安心を確保できない。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>救急業務実施基準は、市町村の消防機関が行う救急業務について、必要な事項を定め、救急業務の能率的運営を図ることを目的として、救急隊の編成及び装備、救急活動等の基準を定めた消防組織法に基づく消防庁長官の勧告であり、消防機関においては救急業務実施基準に基づき救急業務を行うことが望ましいが、地理的条件等から通常の救急業務を行うことが困難な地域において救急業務を実施する場合には、救急業務実施基準によらないことも認められるものであり、現行制度においても対応可能である。</p> <p>このことを明確にするため、救急業務実施基準を改正する。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—

### ○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

## 04 総務省 特区第16次 再々検討要請

管理コード	040060	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	エコポイント宝くじ	都道府県	福井県	
		提案事項管理番号	1024010	
提案主体名	株式会社 市姫商事			

制度の所管・関係府省庁	総務省 法務省 経済産業省 環境省 消費者庁
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑法(第 185 条、第 187 条)</li> <li>・不当景品類及び不当表示防止法</li> <li>・信託法</li> <li>・当せん金付証票法</li> </ul>
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富くじの発売、富くじ発売の取次ぎ、富くじの授受の禁止</li> <li>・経済の現状に即応して、当分の間、当せん金付証票の発売により、浮動購買力を吸収し、もつて地方財政資金の調達に資することを目的とする。</li> </ul>

求める措置の具体的内容	<p>今回提案する「エコポイント宝くじ(仮称)」とは、当選品付き抽選券を、個人等が所有しているエコポイントと交換で取得し、いずれかの応募者に環境配慮型商品を配分するシステムです。</p> <p>現在、刑法の特例として、地方財政資金の調達を目的に、都道府県等に宝くじの発売が認められているところですが、このエコポイント宝くじについては、現金ではなくエコポイントを抽選券と交換であり、環境貢献の観点から、関東圏と関西圏において特区として認めていただきたい</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地球温暖化対策の1つの手段として提案させて頂くこのエコポイント宝くじ創設は、当社の特許権を利用したシステムであり、個人等から一定のエコポイントを協賛・拠出して頂き、一定の算出方法で環境配慮型商品が寄贈されるというものであります。この算出方式は現状行われている宝くじ方式、町内会などで利用されているガラガラポン抽選方式と一緒です。</p> <p>エコポイント宝くじのシステムとしては、エコポイントとの交換により抽選券を入手した応募者に、当選品としてエコカーや太陽光発電システムなどの環境配慮型商品が当選するものです。また、応募者から拠出されたエコポイントの一部を、幼児施設(保育所・幼稚園等)などの公益的なエコ事業の促進に充てる予定です。全てが【環境とエネルギー】分野で政府が進める低炭素社会の実現に特化した事業形態で考えられております。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑法上の特例の是非については、法務省の回答参照。</li> <li>・グリーン家電普及促進事業においては、消費者が取得したエコポイントの交換対象として、商品券・プリペイドカード、地域産品、省エネ・環境配慮製品及び環境寄附というカテゴリーを用意しているが、これらはいずれもポイントをそのまま商品等に交換できるものであり、射幸心を煽るおそれのあるものについては対象に含めていない。また、交換商品については、全国ど</li> </ul>				

の地域からでも注文可能な仕組みとしており、発注可能な地域を限定する商品を導入する場合、事務処理工程の増加やシステムの変更が必要となり、事務コストが増加する。

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
特区を通じて検討要請のポイント宝くじ(仮称)の創設のビジネスの目的は、日本が世界に対して約束したCO2-25%排除する事を全国民が参画出来る事を目的とした国家的なビジネスモデルであり、貴省等3省が合意の上で推進している新しいカタチのエコポイントも同じ目的である。本事業の基本となるものは、当社取得済みのビジネスモデル特許であり、そのスキームに基づいて提案したものであるが、貴省よりの回答にありますグリーン家電第三委員会提出打ち合わせ中に於いて、本企画が刑法等に触れるのではないか？との意見があり、特区を通じて関係各省に対して検討要請したものであります。法治国家に於いて事業開始を提案起業する場合、当然法律に触れないよう起案してあります。念のため申し添えます。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
1. エコポイントの交換商品としては、環境配慮型製品や環境寄附などを対象としているところであるが、CO2削減という本提案の事業目的に照らせば、そうした商品自体を交換商品とすれば足りるところであって、いたずらに射幸心を煽り、現行刑法上規制されている方法をとるものであれば、そのような交換商品に特段の必要性・公益性は認められないと考える。				
2. なお、賭博、宝くじの発売等については、法務省からの回答分類でCとされているとおり、刑法により罰則が定められている。				

## ○再々検討要請

再々検討要請				
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの再意見				
法治国に於て起業する場合法律に違反する様な立案はできない。但し今回提案実行する事業のタイトルに宝くじと称したる事に依り立法化の必要ありと断じられたものと考えられる。各省よりの回答も消費者庁を除いて各省立法化必要との回答に接し現況の政局に於て立法化する事も不可能ではないと考えられる。但し立法化の条件は政策的経済的世相的にも特別強大なインパクトを与えると共に国民の利益に直結する様な事業企画である事が必須の条件となるが幸いにも本事業目的はCO2-25%排除事業に全国民が賛画できるプランであり加えて現況経済的最大のネックとなっているデフレ克服に寄与する案となれば可能性は極めて大である。詳細は別紙参考資料で提案。				

## 04 総務省 特区第16次 再々検討要請

管理コード	040070	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	救急救命士による血糖値測定	都道府県	埼玉県	
		提案事項管理番号	1033010	
提案主体名	草加市			

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	救急救命士法第44条第1項
制度の現状	救急救命士による血糖値測定とブドウ糖溶液投与は認められていない。

求める措置の具体的内容	救急救命士による血糖測定を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>救急の現場では、意識障害の患者について、糖尿病による重症低血糖発作と脳卒中等の脳血管障害を鑑別することは、適正な医療機関の選択にも重要となる。この鑑別には血糖測定が有効であるが、第三者が採血することは医療行為とされるため、救急救命士は血糖測定を行うことができない。そのため、低血糖発作が疑われる患者であっても、救急隊は脳血管障害にも対応可能な医療施設へ搬送せざるを得ないケースもある。血糖測定は、糖尿病患者の自己検査用として一般的に使用されている簡易血糖測定器により行うが、糖尿病患者だけでなく医学知識のほとんどない患者家族でさえ外来での短時間の練習のみで支障なく行うことができるものであり、研修を受けた救急救命士にとっては全く支障がない。また、血糖測定に必要な血液は、直径1ミリの半球程度と微量であり、採血用穿刺器具(穿刺針)は使い捨てのものを使用するため使い回しによる感染症など人体に影響を及ぼす可能性も非常に低い。本提案にあたり、本市では、21年度(財)救急振興財団の救急に関する調査研究事業助成を受け、消防と市立病院が協力し、医師の指導の下、救急現場における血糖測定と低血糖発作症例に対するブドウ糖溶液の投与までを想定した本市独自の救急救命士の研修プログラムを実施しており、すぐにでも対応可能な状態にある。本提案は地域を限定した特区提案であり、モデルケースとして実施することにより、その意義も有効に果たせるものとする。また、研修プログラムには、埼玉県内外からも多くの救急救命士に参加をいただいております。血糖測定が救急の現場で活動する救急救命士の悲願であることを付け加えさせていただきます。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	—	措置の内容	—
<p>救急救命士法を所管する厚生労働省において、現在「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」が開催されており、救急救命士の処置範囲全般について検討を行うものと聞いている。</p> <p>救急救命士の処置範囲については当該検討会における検討を踏まえ判断されるもの。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	
提案主体からの意見	

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し	—
-------------	-------------	---	-------------	---

○再々検討要請

再々検討要請	
提案主体からの再意見	

## 04 総務省 特区第16次 再々検討要請

管理コード	040080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地域限定条例の制定改廃の直接請求	都道府県	埼玉県
		提案事項管理番号	1033020
提案主体名	草加市		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第74条
制度の現状	<p>◇地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)</p> <p>第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。</p> <p>② 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。</p> <p>③ 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>④ 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たつては、政令の定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>⑤ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行なわれた日後直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>⑥ 第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行なわれることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行なわれる区域内においては請求のための署名を求めることができない。</p> <p>⑦ 選挙権を有する者は、身体の故障又は文盲により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者(条例の制定又は改廃の請求者の代表者及び当該代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。)に委任して、自己の氏名(以下「請求者の氏名」という。)を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。</p> <p>⑧ 前項の規定により委任を受けた者(以下「氏名代筆者」という。)が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合においては、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>住民による条例の制定改廃の直接請求は、選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署が必要とされているが、特定の地域に限定した事項に関する条例の場合には、当該地域の有権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって請求をすることができることとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>平成16年6月に草加市における最高規範として「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」を制定し、市民、市議会、市が市民自治を原則として、それぞれが主体的にまちづくりを行うこととなった。当市では、この条例の趣旨に則り、地方分権をさらに進め、地域への分権を推進しているところであり、今後、特定の地域に限定した条例の制定または改廃の必要性が増すこ</p>



とが予想される。条例の制定改廃については、地方自治法において、住民による直接請求の要件が定められており、選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の者の連署が必要とされている。しかし、条例の対象地域に関わらず、直接請求の要件は一定であることから、地域を限定しない通常の条例に比べ、むしろ限定的な条例であるにも関わらず、対象地域外の住民の連署が得られにくく、結果的に通常の条例に対する直接請求よりも厳しい要件となっていると考えられる。そこで、特定の地域に限定した事項に関する条例については、「条例の定めるところ」により、当該地域の有権者の総数の五十分の一以上の者の連署をもって、制定または改廃の請求をすることができることとする。なお、本提案中の「条例の定めるところ」については、当市における最高規範である草加市みんなでまちづくり自治基本条例で「他の条例などの制定改廃や計画などの策定を行うときは、この条例の趣旨を尊重すること」としていることから、当該条例に要件を追加することとする。

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>条例は地方公共団体の自治立法であり、原則として当該団体の全ての区域において効力を有する。また、地方公共団体の運営について間接民主制が基本とされている。</p> <p>したがって、直接請求権には必ずから一定の限度があるべきであって、具体的に発動の要件として一定数以上の住民多数の意思の合致による一種の合同行為と観念されるべき性質を有するとされているのであるから、これを条例によって当該団体の一部の地域の住民からのみ発動できることとすることは認められない。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p><b>再検討要請</b></p> <p>右提案者意見を再度検討し、併せて最終的には議会において審議される点を踏まえて、回答されたい。</p>				
<p><b>提案主体からの意見</b></p> <p>地方自治法(94条)は町村総会による直接民主制を認めている。本提案では条例の対象地域として主に広域ブロック組織を想定しているが、規模的には町村に近くなることから、対象地域の住民の意思を反映しやすいよう直接請求の要件を緩和したとしても、地方自治法の趣旨に反するとは考えにくい。また、請求が一部の地域の住民の意思によるものだとしても、市長が意見を付けて議会に付議し、議会において全市的な視点から審議される。そもそも、地域限定条例は地域を縛るためではなく、主体的にまちづくりを行おうとする地域を行政として後方支援するために有効な手段として考えている。地域主権実現の観点から、より前向きにご回答いただきたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>地方公共団体の住民自治を具体化するための長及び議会の議員の選挙権、特別法の住民投票又は直接請求等の諸制度は、その地方公共団体の住民が等しくその権利を有することが基本となる原理であり、この原理を修正する理由を見出すことはできない。</p>				

## ○再々検討要請

<p><b>再々検討要請</b></p> <p>右提案者意見を踏まえ、再度検討し、併せて地方自治法の抜本改正の検討にあたり、検討項目として取り上げることの可否について回答されたい。</p>				
<p><b>提案主体からの再意見</b></p> <p>政府は、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」改革を断行するとしている。住民が自ら考え、行動し、その行動と選択に責任を負うことのできる「地域」は、住民が主体的に取り組む課題や地域の特性等によって異なり、住民にとっては、自治体単位より小さい地域の方が望ましい場合がある。例えば、政令市における区や合併市町村の合併特例区では、より現実的な問題としてご理解いただけるものと考えられる。条例の対象地域外の住民は、従来どおり直接請求することが可能で</p>				

あり、不利益はこうむらない。貴省では、地方自治法の抜本改正をご検討されており、内容の伴った地域主権を実現するための先導的な取組として、ご検討いただきたい。

## 04 総務省 特区第16次 再々検討要請

管理コード	040090	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	セルフ式スタンドの給油可能基準の明確化及び船舶等の車両以外への給油の解禁	都道府県	埼玉県	
		提案事項管理番号	1039010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	危険物の規制に関する政令第17条第5項 危険物の規制に関する規則第28条の2の4
制度の現状	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(セルフ式ガソリンスタンド)は、顧客に自ら自動車又は原動機付自転車に給油させることができる施設とする。

求める措置の具体的内容	現在セルフ式ガソリンスタンドでは、車両以外への給油は認められていないが、なぜ認められないのか判断基準が明確に示されていない。そこで、給油が可能となる判断基準を明確化し、その判断基準が満たされるものであれば、船舶等の車両以外にも給油を認めていただきたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	給油取扱所のうち、必要な安全対策を付加した給油取扱所では、顧客自らが車両に対し給油することが認められている。しかしながら、同じ必要な安全対策を付加した給油取扱所の装置によって、同じようなガソリンタンクへの給油であっても、その給油先が車両でない場合は給油することができない。同じガソリンを消費して作動するエンジンを有していても、車両か車両以外かで給油の可否が変わるのは正しいこととは思えない。危険物を扱うことを考えれば、給油の可否はその危険性で判断されるべきである。その基準が示されず、現在の規制のままでセルフ式のスタンド(必要な安全対策を付加した給油取扱所)が増加すれば、給油が必要であっても思うように給油ができない船舶等が増加することとなり、その活動が制限され、経済にとってもマイナスとなってしまふ。そこで、給油が可能となる判断基準を明確に示していただき、その基準が満たされているのであれば、車両以外の、例えば船舶であっても給油を認めていただきたい。なお、その基準を満足できない車両は、何らかの対処が必要となるわけで、このことは給油行為全体として安全性が向上することにもなることから、是非基準を明確に示していただきたい。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>セルフ式ガソリンスタンドは、従来のフルサービス式ガソリンスタンドと同等以上の安全性が確保されるよう必要な安全対策について検討が行われ、ガソリンスタンドの特例として認められた経緯がある。このことから、セルフ式ガソリンスタンドでの車両以外への給油を可能とする判断基準は、現在認められている車両への給油の場合と比較して、その行為自体が、同等以上の安全性を有していると認められることであると考え。</p> <p>なお、セルフ式ガソリンスタンドであっても、従業員が給油作業を行う場合は、通常のフルサービス式ガソリンスタンドが行える給油行為(船舶への給油も含む。)は行えるものであることを申し添える。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	
-------	--

右提案者意見を踏まえ、判断基準を明確にし再度回答されたい。

#### 提案主体からの意見

本提案では、給油が可能となる判断基準を明確に示していただくよう求めています。貴省回答の「現在認められている車両への給油の場合と比較して、その行為自体が、同等以上の安全性を有していると認められること」では、現在認められている車両への給油の判断基準が示されていないので、明確になっていません。

求めている船舶へ給油が可能か判断できるように、また給油できないならば、給油できない安全上の理由が明確になるように回答してください。

#### 再検討要請に対する回答

#### 「措置の分類」の見直し

C

#### 「措置の内容」の見直し

—

セルフ式ガソリンスタンドで給油が可能となる判断基準は、「現在認められている車への給油の場合と比較して、その行為自体が、同等以上の安全性を有していると認められること」であり、具体的には、次の事項がある。

- ①セルフ式ガソリンスタンドにおいて車への給油を想定して設けられているスタンド側の安全対策（給油ノズルの満量停止装置、可燃性蒸気回収装置など）が船舶に給油する際に有効に機能すること。
- ②給油を受ける側（船舶）に起因する火災危険性が車の場合と比較して増大しないこと。（車は金属製であり、静電気が帯電しにくい構造となっているが、船舶のボディはガラス繊維強化プラスチック（絶縁体）で造られているものが多く、静電気が発生しやすい構造となっていることから、船舶への給油を行う際に静電気火花による火災危険性を低下させる何からの安全対策を講ずること。）

少なくとも上記の判断基準を満足しない限り、セルフ式ガソリンスタンドにおいて船舶への給油は認められない。

### 〇再々検討要請

#### 再々検討要請

右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

#### 提案主体からの再意見

まず、①についてですが給油装置の安全対策が、給油が認められている原付と比べて船舶は同等以上の機能を満足できていないのでしょうか。満足できていないのであれば、具体的に劣る部分をお示しください。（原付で機能することは船舶でも機能するものと考えていますが、船舶だから機能しないのであれば具体的にどの部分が適合しないでしょうか）

②については、セルフ以外のスタンドにおいても船舶に給油することが認められていないのであれば理解できる基準ですが、そもそもセルフ以外のスタンドで給油できるのであれば、論点が違うと思います。つまり、セルフかどうかの問題ではないと考えますが、いかがでしょうか。ご回答お願いします。

## 04 総務省 特区第16次 再々検討要請

管理コード	040100	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例への ブドウ糖溶液の投与	都道府県	千葉県	
		提案事項管理番号	1045010	
提案主体名	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会			

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	救急救命士法第 44 条 救急救命士法施行規則第 21 条
制度の現状	救急救命士による血糖値測定は認められていない。

求める措置の具体的内容	意識障害を呈している傷病者へ、直接メディカルコントロール下において救急救命士による簡易血糖測定器による血糖値測定と、低血糖発作が確定した際にブドウ糖溶液の投与を行う。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>重症低血糖発作で昏睡状態となり救急搬送されるケースも増加しています。この場合、意識障害のため症状からは脳血管障害との鑑別が困難であり、救急隊は脳外科の診療科のある医療機関の選定を行わなければなりません。</p> <p>鑑別には血糖測定が有効ですが、現行法では救急救命士が簡易血糖測定器を用いて血糖測定を実施することはできません。</p> <p>今回、政権が交代し、民主党政策の中に救急救命士の処置拡大が謳われております。ここには、国民に迅速な医療の提供を行うべく救急救命士の処置拡大を進めるという、政権与党の意図が読み取れます。</p> <p>低血糖発作が疑われる患者に対し、直接メディカルコントロール下において救急救命士による血糖測定と低血糖発作時のブドウ糖投与を御検討いただきたいと思います。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	措置の内容
救急救命士法を所管する厚生労働省において、現在「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」が開催されており、救急救命士の処置範囲全般について検討を行うものと聞いている。	—	
救急救命士の処置範囲については当該検討会における検討を踏まえ判断されるもの。		

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請

再々検討要請	
提案主体からの再意見	

## 04 総務省 特区第16次 再々検討要請

管理コード	040110	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用	都道府県	千葉県	
		提案事項管理番号	1045020	
提案主体名	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会			

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条
制度の現状	救急救命士による重症喘息患者に対するβ刺激薬の使用は認められていない。

求める措置の具体的内容	喘息治療中患者の重症発作時に、直接メディカルコントロール下において、処方されている吸入β刺激薬を救急救命士が使用し、病院前における喘息死を防ぐことに寄与する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>先に処置拡大されたエピペン同様に、患者本人に処方されている吸入β刺激薬の本人使用を救急救命士が代行することを提案いたします。</p> <p>病院前救護において救急救命士による吸入β刺激薬の使用は、喘息死にいたる患者を救命することに非常に有効と考えます。</p> <p>今回、政権が交代し、民主党政策の中に救急救命士の処置拡大が謳われております。ここには、国民に迅速な医療の提供を行うべく救急救命士の処置拡大を進めるという、政権与党の意図が読み取れます。</p> <p>重症喘息発作の患者に対し、直接メディカルコントロール下において救急救命士による吸入β刺激薬の使用を御検討いただきたいと考えます。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	—	措置の内容	—
<p>救急救命士法を所管する厚生労働省において、現在「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」が開催されており、救急救命士の処置範囲全般について検討を行うものと聞いている。</p> <p>救急救命士の処置範囲については当該検討会における検討を踏まえ判断されるもの。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請

再々検討要請	
提案主体からの再意見	



## 04 総務省 特区第16次 再々検討要請

管理コード	040120	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液について	都道府県	千葉県	
		提案事項管理番号	1045030	
提案主体名	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会			

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条
制度の現状	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液は認められていない。

求める措置の具体的内容	出血性ショックや、明らかな脱水等を呈している傷病者に対し、直接メディカルコントロール下において救急救命士による静脈路確保、輸液処置により、防ぎ得た死亡の削減に寄与する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>救急救命士が静脈路確保を施行する場合、現行法では心肺機能停止患者に限られます。</p> <p>今回、政権が交代し、民主党政策の中に救急救命士の処置拡大が謳われております。ここには、国民に迅速な医療の提供を行うべく救急救命士の処置拡大を進めるという、政権与党の意図が読み取れます。</p> <p>何卒、出血性ショックや、明らかな脱水症を呈する傷病者に対し、直接メディカルコントロール下において救急救命士による心肺停止前の静脈路確保と輸液を御検討いただきたいと考えます。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	—	措置の内容	—
<p>救急救命士法を所管する厚生労働省において、現在「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」が開催されており、救急救命士の処置範囲全般について検討を行うものと聞いている。</p> <p>救急救命士の処置範囲については当該検討会における検討を踏まえ判断されるもの。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し	—

### ○再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見